

(写)

令和7年12月15日

総務常任委員長 西田武史様

提出者 河合達雄

修正案の提出について

下記の議案に対する修正案を、別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

記

議案第87号 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

(別紙)

議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

第1条を削る。

第2条の見出し及び条名を削る。

附則第2項を削り、附則第3項中「第2条による改正後」を「改正後」に改め、同項を附則第2項とする。

理 由

2025 年 2 月の市議会議員選挙において、ポスター代の合計額は 957 万 5472 円で、請求を行った 28 候補で割れば、34 万 1981 円となります。

そこから請求者のうち、8 万 3750 円と他の候補者より乖離があるたかひら候補、井舎候補の金額を省いた 26 候補の平均額は 36 万 1845 円となり、物価上昇を考慮し、2 割の上振れを想定しても 43 万 4214 円となります。

そもそも 40 万円を超えて請求している候補は 6 人で、2 割の上振れ金額を超えているのは 5 人です。

意図的に上限額に合わせていると推測される 2 人を除けば、3 人となり、残り 24 人の候補者は、上振れ額にも満たず、現状上限額でも金額が不足している候補はいないとなるので、上限額をこれ以上上げる必要性がありません。

以上の理由から、ポスター代の上限額を上げることは認められないため、「議案第 87 号 岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例 及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」において、ポスター代に関する規定を削除するよう求めるものである。